

原動機付自転車改造申告書

届出者 住所 _____

氏名 _____

標識番号		車名	
車台番号			

排気量の変更 (排気量計算式)	$\begin{matrix} \text{cc} & \rightarrow & \text{cc} \\ \text{ピストン直径} = D (\text{cm}) & \text{ストローク} = S (\text{cm}) \\ \text{排気量計算式} = \pi \times (D \times D / 4) \times S \\ 3.14 \times (\quad \times \quad / 4) \times \quad = \end{matrix}$	
ミニカーへの変更 (50cc以下)	輪距 $\text{cm} \rightarrow \text{cm}$ ※輪距の確認できる写真添付	
上記以外の改造		
改造の理由		
改造の内容		
使用部品のメーカー 及び購入先等		
改造者	住所	
	氏名・業者名	印
	電話番号	

東久留米市長 様

上記のとおり原動機付自転車を改造したので申告いたします。

なお、改造に伴う事柄については、裏面の「注意点」を確認し、当該車両により発生した一切の責任は私が負うことを誓約いたします。

令和 年 月 日

納税義務者 住所 _____

氏名 _____ 印

電話番号 _____

原動機付自転車の改造登録について

原動機付自転車を改造し、排気量のアップ（ダウン）があった場合や車両種別が変更になる場合については、この改造申告書を添付して、登録申請していただく必要があります。

改造登録に必要な書類

1. 専門業者に頼んだ場合
 - ・ 軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書
 - ・ 業者の作成した改造証明書
（記載内容は、「原動機付自転車改造申告書」と同程度のもの。）
2. 自分で改造した場合
 - ・ 軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書
 - ・ 原動機付自転車改造申告書
3. 注意点

「原動機付自転車改造申告書」に基づき標識の交付を行いますが、これは税額の区分が変更になったことによるものです。今回の改造について走行性、安全性について市役所が保障するものではなく、国土交通省で定める形式認定番号から外れますのでご注意ください。

また、改造等を偽って申告した場合は地方税法第448条に違反し罰せられます。なお、道路交通法上の扱いについてもご本人様の責任で行ってください。

地方税法第448条

（略）申告し、または報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、五万円以下の罰金に処する。

問い合わせ先 東久留米市 市民部 課税課

電話番号 042-470-7777

（内線：2331・2332）